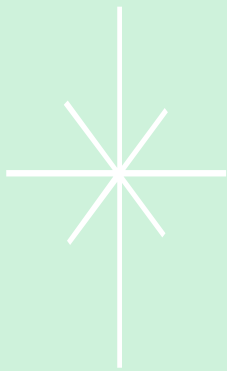
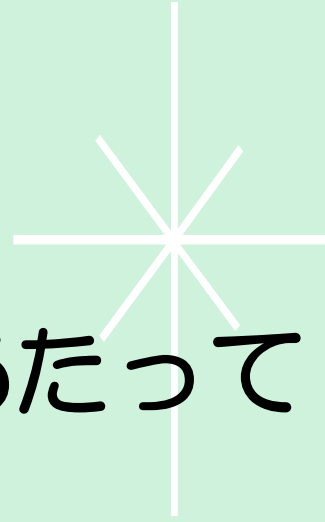


第1章

計画の策定にあたって



1. 計画策定の趣旨

近年わが国では、人口減少時代を迎え、少子・高齢化に伴う核家族化が進み、人々の生活様式の変化や価値観の多様化などにより、従来地域社会がもっていた近所づきあいや助け合い（相互扶助）の機能が弱体化し、次第に失われつつあります。

このような社会環境の変化は、地震や風水害といった自然災害時における地域の対応力や地域の福祉力の低下を招き、人々の不安感や孤独感、心理的ストレスが増すひとつの原因となっています。そしてこのことが、弱者に対する虐待やひきこもり、子どもを巻き込んだ犯罪の顕在化などの社会的課題も生んでいます。

また一方で、行財政改革や地方分権の推進など地方自治体を取り巻く環境も大きく変化しています。行政サービスの見直しや、住民による地域計画への参加の必要性など、市民と行政がそれぞれに果たすべき役割についても新たな視点による取り組みが求められています。

そうした日常の生活を取り巻く環境が大きく変化する中で、わたしたちは、共に手を取り合って安心して暮らせるまちを創りあげていかなければなりません。

このような状況を踏まえ、美祢市では、老若男女、障害の有る無しに関わらず、すべての人が互に尊重し認め合い、支え合うまちの実現を目指し、取り組みを進めています。また、社会福祉協議会では、市内全域にわたる中山間地域に点在する集落の活動を支援する取り組みを強化し、支え合いのまちづくり活動に取り組んでいます。

このことから美祢市と美祢市社会福祉協議会では、地域福祉の推進を市全体で効果的に取り組んでいくため、協力連携して、美祢市地域福祉計画と美祢市地域福祉活動計画を一体的に策定することとしています。

2. 計画の位置づけ

(1) 美祢市地域福祉計画について

社会福祉法[※]第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、この計画は、「第一次美祢市総合計画」を踏まえ、地域福祉の実現のため福祉サービスの総合化を図ることを目的とした部門計画です。

そして、総合計画の保健・福祉分野の個別計画として、「美祢市障害者計画」、「美祢市障害福祉計画」、「子ども子育て支援事業計画（美祢市次世代育成支援行動計画）」、「美祢市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」等を策定しています。

この計画は、これら個別計画の連携と横断的な対応を図り、地域社会において、効果的に施策を展開するための役割を担っています。

※ **社会福祉法** 社会福祉を目的とする事業に関する全分野の共通的な基本事項を定め、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とした法律。

社会福祉法より抜粋

(福祉サービスの提供体制の確保などに関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 美祢市地域福祉活動計画について

「すべての住民」・「地域で福祉活動を行なう者」・「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とし、美祢市社会福祉協議会が策定する民間の活動・行動計画です。

地域における課題や地域福祉の理念などを共有し、活動の密接な連携を確保します。

社会福祉法より抜粋

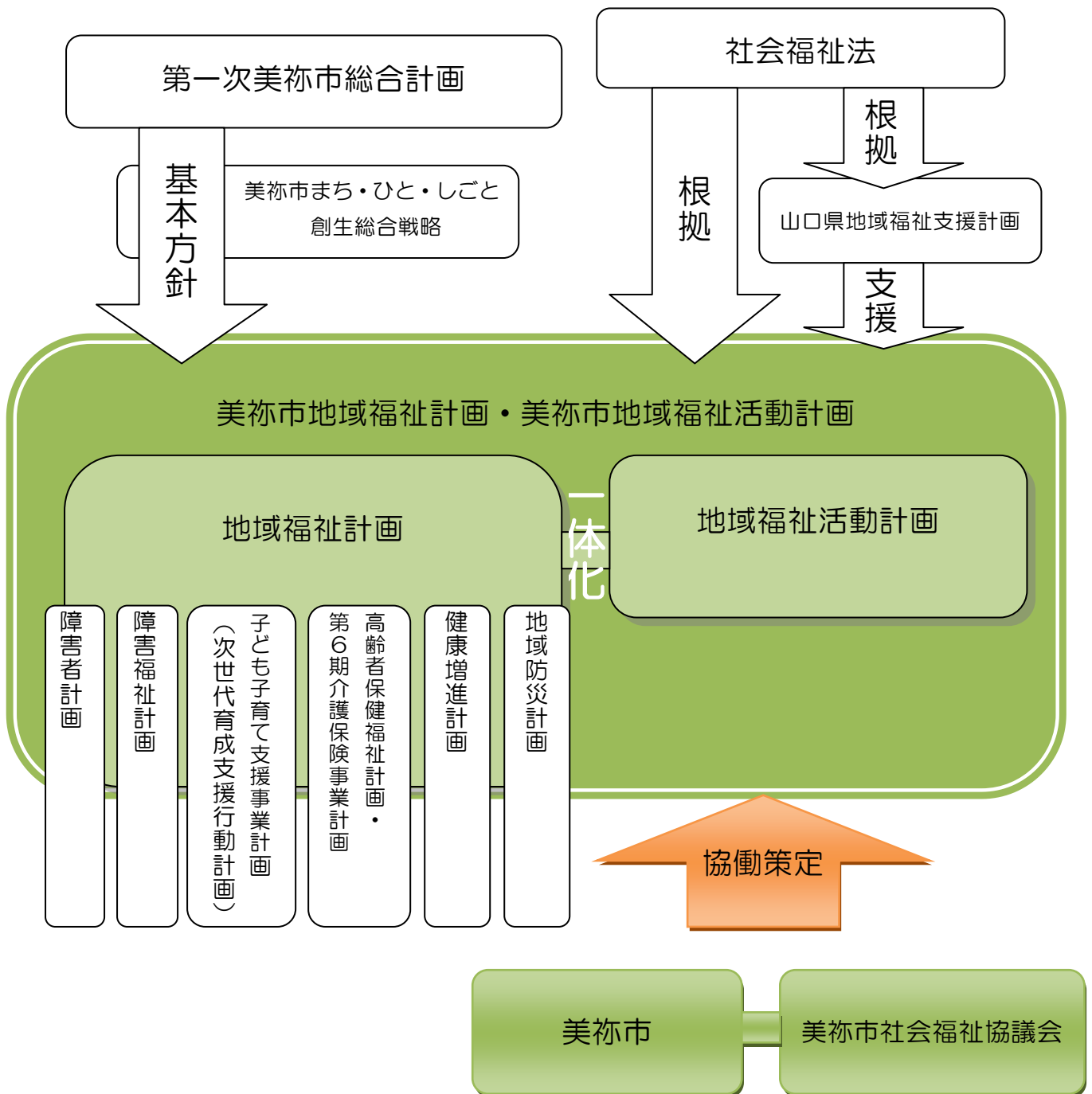
(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 両計画の関係について

地域福祉を推進するための基盤や体制をつくる「地域福祉計画」と、それを実行するために民間の活動や行動の方向性を定める「地域福祉活動計画」は、自動車で例えると両輪の役割となります。両計画を一体となって策定することにより、行政や住民、ボランティアや福祉活動団体、福祉事業者などの役割を明確にすることで、地域福祉向上の効果を期待できると考えています。



3. 計画の期間

両計画の期間は、平成28年度から平成31年度までの4カ年とします。

ただし、国や県をはじめ社会情勢の変化に適切に対応し、施策を効果的に進めるために、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画名	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
総合計画	前期	第一次 後期基本計画					
地域福祉計画			一体計画				
地域福祉活動計画							
障害者計画							
障害福祉計画	3期	4期					
子ども子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)							
高齢者福祉計画 介護保険事業計画		6期					
健康増進計画			第二次				
地域防災計画							

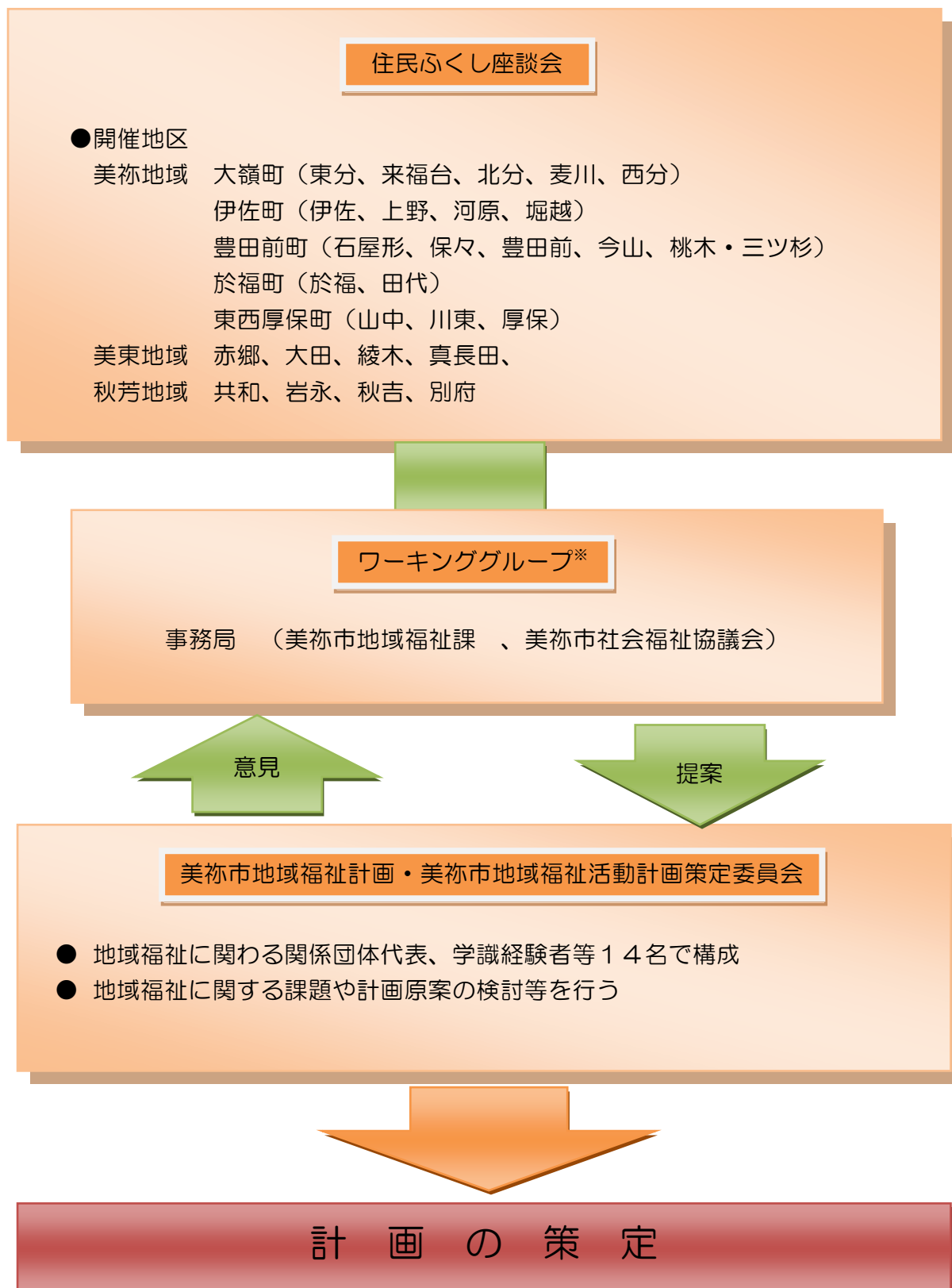
4. 計画の策定体制

両計画の策定にあたり、市民の意見を反映させるために市内27カ所において、「住民ふくし座談会」を開催しました。

会場や参加を呼びかける地域の範囲の設定については、地域性や参加の利便性などに配慮するため、地区社会福祉協議会や地区民生委員児童委員協議会、商工会、地区振興会、PTAなどの地域の団体と協議しました。

また、市民で構成される美祢市地域福祉計画・美祢市地域福祉活動計画策定推進委員会を設置しました。

<策定体制>



※ ワーキンググループ 作業部会。特定の問題の調査や計画の推進のため設けられた部会。